

平成 18 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社すかいらく
代 表 者 名 代表取締役社長 伊東 康孝
(コード番号 8180 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役HD管理MAグループ管掌
高鳥 耕一
(TEL. 0422 - 51 - 8111)

第 11 回及び第 12 回無担保社債（社債間限定同順位特約付） 社債権者集会決議の裁判所認可について

平成 18 年 9 月 7 日開催の株式会社すかいらく第 11 回及び第 12 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下、「各社債」といいます。）の各社債権者集会における下記決議について、それぞれ、裁判所の認可決定（東京地方裁判所八王子支部平成 18 年 9 月 12 日決定）がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 第 11 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）社債権者集会について

- (1) 社債権者集会の開催日： 平成18年 9 月 7 日 午前10時
- (2) 開催場所： 当社東京採用研修センター 会議室
- (3) 社債権者集会の議案： ①社債要項を以下の通り変更する。
- 第 6 項 償還金額
額面 100 円につき 100.945 円
- 第 11 項 償還の方法及び期限
(1) 本社債の元金は平成 18 年 11 月
22 日にその総額を償還する。
- ②本社債権者集会の決議を執行する必要がある場合は、株式会社すかいらくを決議執行者とする。
- (4) 社債権者集会の結果： 本社債の社債権者集会には、残存している本社債の額面総額の 89%を保有する社債権者の出席がありました。採決の結果、出席した社債権者全部の賛成により、上記(3)①及び②記載の各議案につきご承認をいただきました。

2. 第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）社債権者集会について

- (1) 社債権者集会の開催日： 平成18年9月7日 午後1時
- (2) 開催場所： 当社東京採用研修センター 会議室
- (3) 社債権者集会の議案： ①社債要項を以下の通り変更する。
第6項 償還金額
額面100円につき102.59円
第11項 償還の方法及び期限
(2) 本社債の元金は平成18年11月27日にその総額を償還する。
②本社債権者集会の決議を執行する必要がある場合は、株式会社すかいらくを決議執行者とする。
- (4) 社債権者集会の結果： 本社債の社債権者集会には、残存している本社債の額面総額の87%を保有する社債権者の出席がありました。採決の結果、出席した社債権者全部の賛成により、上記(3)①及び②記載の各議案につきご承認をいただきました。

※ 上記各社債の社債権者集会の開催理由については、当社の平成18年6月8日付プレスリリース「第11回及び第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）に関する社債権者集会の開催について」をご参照下さい。

以 上